



広報

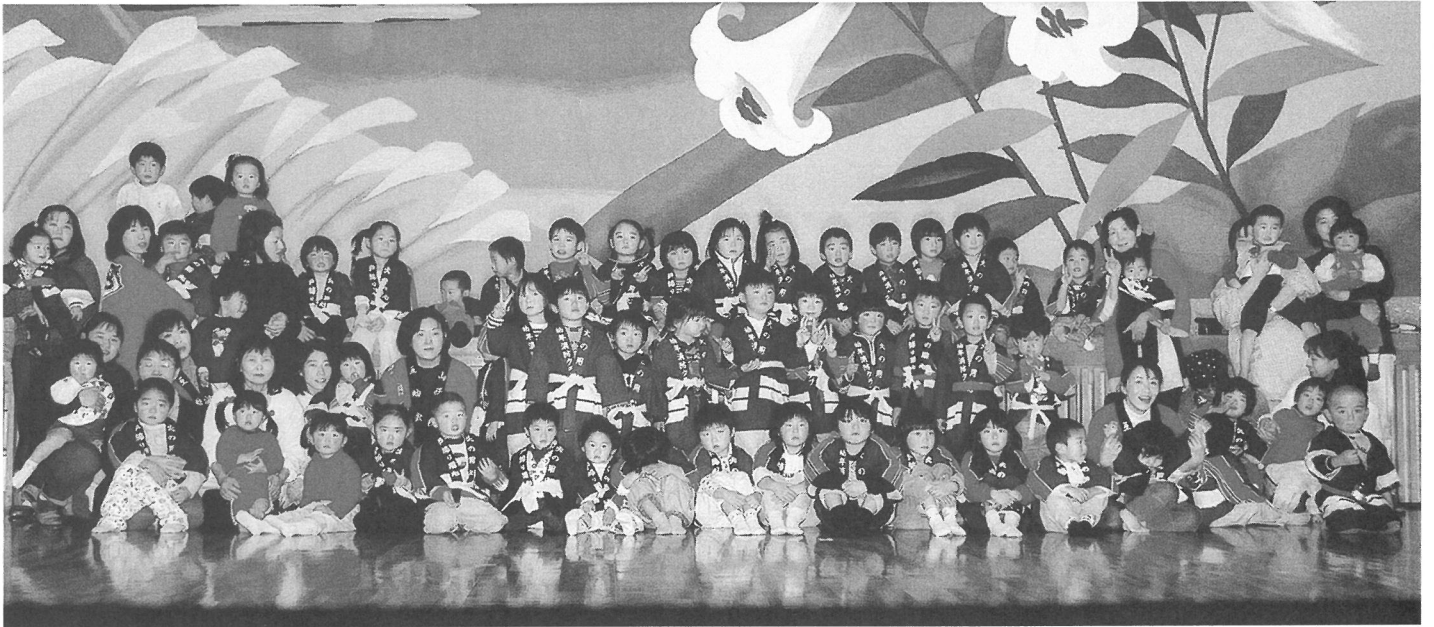
げいほく



2002
1
No.414

ナーン!... 決まったかな?

12月2日、芸北町スポーツ少年団剣道交歓大会がB&G海洋センターで開催されました。みんなの熱い視線の中、一瞬のすきを逃さずきめようとするその気迫。白熱する試合の連続でした。



美雲保育所保育所・さつきヶ丘保育所・芸北つくし
保育園のみなさん（12月7日 おもちつき会にて）

年頭のご挨拶

芸北町長 増田 邦夫

町民の皆さん 新年明けましておめでとうございます。

お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

新しい世紀の幕開けとして注目を浴びた昨年でありましたが町政進展諸般への町民皆さまのご支援ご協力に対し心より感謝申し上げますと同時に、本年も一生懸命山積みする町政の課題に取り組んで参りますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

昨年をふり返りますとき、内外まことに多事多端の一年でありました。景気浮揚への期待とうらはらに依然として低迷をつづける経済不況の中、四月には聖域なき構造改革を掲げた小泉内閣が国民的支持で登場しましたが、総じて国民に痛みを分かつことを求める財政構造改革路線も、さして実効性をともなわないうまま越年をしました。

またなんと言つても世界中を震撼させた大きなダメージを与えたアメリカでの同時多発テロの発生は、新しい世紀、平和への願いも空しく、アフガンを中心とする局地戦争へと拡大したことは残念な事実でありました。

そうした暗いニュースの続く中で、十二月一日皇太子妃雅子さまのお子さまご出産の報が日本列島を駆けめぐった事は喜ばしい限りであり国民斉しく慶祝にたえないと

ころであります。

さて本町においても内外の厳しい環境の中で、中山間地活性化モデル事業等を中心に少子化対策等次代を担う子ども達の子育て支援等に取り組み、一方今日の大きな課題である広域行政、町村合併問題や集落再編などについて町民の皆さんに説明をし、アンケートによって皆さんの意向を承知することができました。

町村合併問題もいよいよ本町の将来方向を決定すべき時期が迫ってきました。申し上げるまでもなく町村合併は住民に最も身近な基礎的自治体として、私達を取りまく社会経済情勢の変化に的確に対応できる足腰の強いものでなければならず、また新しい世紀における新しい地域づくりの出発点でなければなりません。住民の皆さんの声を十分受け止めながら関係町村との対話の中から進むべき方向に誤りなきよう取り組んで参ります。

年々厳しくなる財政事情にありますが町村合併をにらんだ継続的振興諸事業の遂行に懸命の努力を傾けます。住民と行政が一体となって共に汗する町づくりはこの上ながらのご協力をお願いし、町民の皆さんの限りないご多幸ご健勝をお祈りして年頭のご挨拶といたします。

議会報告

第4回臨時会を開催

芸北町議会第4回臨時会が、11月20日招集され、12月3日の閉会まで審議が行われました。

今回提出された議案は、平成12年度決算の認定で、芸北町監査委員会市原政則代表監査委員の決算監査報告を受けたあと、決算特別委員会（中野雅司委員長）を設けて慎重審議され原案どおり承認されました。

○平成12年度芸北町歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を受けるものです。

（決算については、決算報告の頁をご覧ください。）

地域情報

民生委員・児童委員さんをご紹介します。

平成13年12月1日付けで、全国一斉に民生委員・児童委員の改選が行われました。芸北町では、定員が一人減となり、2名の方が退任され、1名の方が新任委員として加わり、18名の方々が委嘱を受けられました。

○退任

上田ミヨコさん(溝口) 浄謙 恭子さん(奥原)
長い間、ありがとうございました。

○新任

岡田都美子さん(溝口)



▲新任の
岡田 都美子さん

民生委員・児童委員名簿

敬称略

氏名	担当地区	電話番号
今田 義信	八幡上1・2・4班	7-0451
児玉 近恵	八幡上3・5 八幡下1班	7-0010
栗栖 幸徳	八幡下2・3・4・5班	7-0822
加計 正和	雲耕・亀山	5-0541
杉本 敏子	大元・政所	5-0109
栃藪 初男	中祖・空城	5-0650
沖 敏恵	荒神・吉見坂・橋山	5-0281
山田三津枝	板村・奥中原	5-0439
舛見 昌子	川小田	5-0201
河野 敬子	細見	5-0858
岡杖 峯房	才乙・大利原・南門原	5-0904
足利 正紀	苅屋形・草安・土橋・奥原	5-0889
政屋 一吉	移原・高野・大谷	8-0512
織田 要	大暮	8-0728
大前 幸雄	小原・米沢	8-0164
岡田都美子	溝口1・2区	8-0809
落合 一幹	溝口3・4区	8-0421
安本 多恵	主任児童委員(町内全域)	5-0924

委員さんのみなさんは、「援護を必要としている人に対し、的確な援助・指導を行い、社会福祉の増進に努める」という任務のもと、日常地域での相談援助活動をすすめ、行政と住民とのパイプ役となり、きめ細かい地域福祉を推進していただいています。

どうぞ、お気軽にご相談ください。



▲民生委員・児童委員のみなさん

平成12年度決算報告

芸北町議会第4回臨時会で認定を受けた平成12年度決算報告をします。

平成12年度各会計の決算総額は、歳入で75億8795万3477円、歳出で74億777万6157円となります。平成11年度と比べると歳入は2.4%減少し、歳出は12.8%ポイント増加しました。平成12年度の決算額を平成13年3月31日現在の人口(3,167人)で割って一人あたりに換算すると歳入が239万5944円、歳出が233万9052円になります。

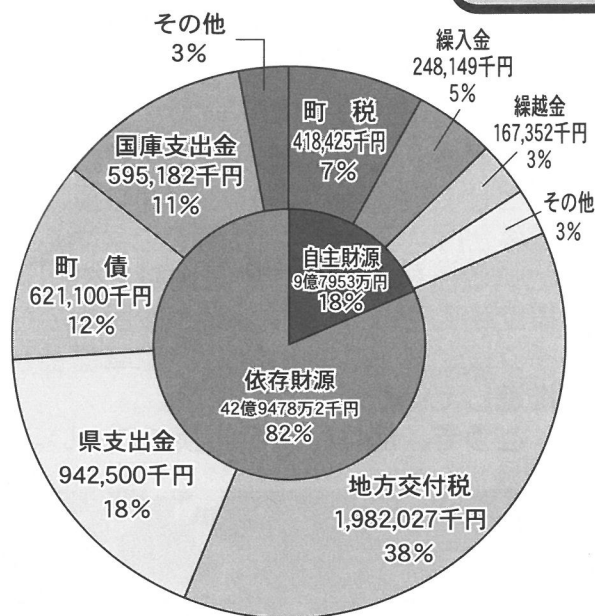
会計別決算

※表中の増減率とは、昨年度の決算に比べた増減の割合です。

会計別	区分	歳入		歳出	
		決算額(円)	増減率(%)	決算額(円)	増減率(%)
一般会計		5,274,311,956	△ 7.8	5,205,223,233	△ 6.2
国民健康保険特別会計	事業勘定	341,378,578	4.7	305,718,878	3.9
	雄鹿原診療所	189,051,575	5.2	179,388,089	5.0
	八幡診療所	43,419,091	△ 1.9	42,925,703	△ 2.8
	芸北歯科診療所	38,788,974	△ 7.5	35,843,567	△ 10.8
老人保健特別会計		606,586,128	△ 2.5	569,780,375	△ 5.2
簡易水道事業特別会計		515,712,112	△ 28.8	514,799,946	△ 28.6
農業集落排水事業特別会計		186,643,491	60.8	183,031,942	59.2
介護保険特別会計		262,028,650	100.0	242,781,370	100.0
電気事業特別会計		130,032,922	100.0	128,283,054	100.2
計		7,587,953,477	△ 2.4	7,407,776,157	12.8

一般会計 歳入

一般会計の歳入は、平成11年度に比べると、自主財源・依存財源共に7.8%減少しています。



区分	決算額(千円)	増減率(%)
自主財源	418,425	0.2
繰入金	248,149	△ 35.9
繰越金	167,352	167.2
諸収入	71,359	23.5
分担金及び負担金	37,505	△ 31.9
使用料	20,021	△ 7.0
財産収入	14,110	12.3
手数料	2,609	11.8
依存財源	1,982,027	△ 1.3
県支出金	942,500	6.7
町債	621,100	△ 28.4
国庫支出金	595,182	△ 25.6
地方譲与税	57,529	2.9
自動車所得税交付金	37,873	△ 0.1
地方消費税交付金	30,452	3.1
利子割交付金	14,634	357.7
地方特例交付金	9,021	10.8
交通安全対策特別交付金	1,194	△ 17.3
寄附金	3,270	△ 51.4
合計	5,274,312	△ 7.8

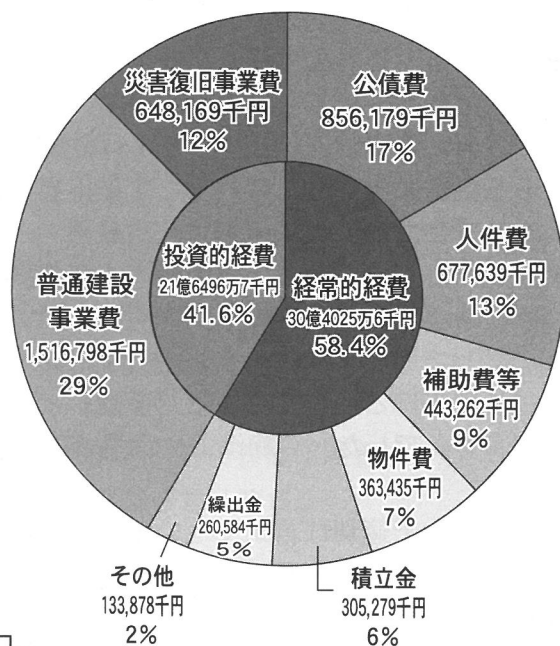
区分	決算額(千円)	増減率(%)
町民税		
個人分	93,141	2.5
法人分	17,884	1.5
固定資産税	272,806	0.2
軽自動車税	7,894	2.1
たばこ税	15,821	△ 11.3
入湯税	10,879	△ 2.3
合計	418,425	0.2

一般会計 歳出

一般会計の歳出は、平成11年度に比べ、6.2%減少し、52億522万3千円でした。

性質別歳出

区 分		決算額(千円)	増減率(%)
経常的経費	公債費	856,179	△ 12.4
	人件費	677,639	0.1
	補助費等	443,262	1.5
	物件費	363,435	△ 11.8
	積立金	305,279	△ 15.2
	繰出金	260,584	22.2
	扶助費	72,348	△ 49.8
	維持補修費	49,858	17.3
	投資及び出資金・貸付金	11,672	173.3
投資的経費	普通建設事業費	1,516,798	3.8
	災害復旧事業費	648,169	△ 21.2
合 計		5,205,223	△ 6.2



目的別歳出

	農林水産業費	公債費	災害復旧費	民生費	総務費	土木費
決算額(千円)	1,325,681	856,223	648,169	578,475	700,414	351,764
増減率(%)	36.6	△ 12.4	△ 21.2	△ 28.6	0.4	△ 35.5
町民一人あたり	41万9千円	27万円	20万5千円	18万3千円	22万1千円	11万1千円
教育費	衛生費	消防費	議会費	商工費	労働費	合計
398,145	158,912	99,842	62,795	24,798	5	5,205,223
0.6	5.6	19.5	3.2	△ 32.8	△ 54.5	△ 6.2
12万6千円	5万円	3万2千円	2万円	8千円	0	164万4千円

一般会計の目的別歳出を見ると、農林水産業費が、電気事業への繰出金などにより36.6%増加しました。教育費では、八幡小学校と雲月小学校の屋上改修工事やB & G海洋センターのプールテントの改修などを行い0.6%の増加、消防費では八幡・板村・大谷地区に防火水槽を整備したことなどから、19.5%増加しました。

しかし、災害復旧費・民生費・土木費などが減少したことから、全体では6.2%平成11年度より減少しました。

いのちのシリーズ

「差別表現について考える」

産業振興課

私たちは、これまで様々な研修会に参加し人権問題について学習してきましたが、いまだ私たちの身の回りには偏見やいじめなどたくさんの差別が根強く存在しています。学習をすることにより何が間違っていて、何に気づいていなかったのかを知ることが出来るようになります。

ある会議に出席した時ハッとする出来事がありました。皆さんも、話し合いなどを進めていき時間が押し迫ってきた時よく「手短に、意見を・・・」という言葉を目にしたり、使われたことがあるのではないのでしょうか。この時も、進行役の方が何気なくその言葉が使われました。しかし、すぐにその方はこう言い直されました。

「私の先ほどの言葉の中に『手短』と言う『身体』を示す言葉を使用し、不愉快な思いをさせてしまいました。『簡潔に』意見を・・・の誤りでした・・・」

会議の中で適切な言葉でないことに気づき訂正されました。差別用語とは、言葉自体に差別的要素が含まれていて、差別を受ける当事者が不快に感じたり、憤りを感じる用語です。このような差別用語には、①初めから差別する目的でつくられたもの。②長い歴史の中でいろいろな状況で使われて変化し、蔑み、侮り、忌避、蔑視などの意味合いが追加し、それがべったりと元の言葉に固く付いてしまったもの。ほとんどがこの意味合いで使われる言葉です。身体を示す表現は、身体の不自由な人の心情・人権を配慮せず生まれてきた言葉であり、こうした問題を学習することにより、こうしたことに気づくことができるのです。会議の出席者の中には訂正された意味を理解できなかった人もいたかもしれませんが、やはりそのことに気づく人になることで、少しずつ人権意識も高まると考えられます。この言葉「てみじか」自体が出来たとき差別的な言葉であったかどうかは解りませんが、人に不愉快な思いをさせる言葉・表現である以上使わない方が良いでしょう。この他の言葉（例えば・舌足らず・めくら・足がない・片手おち等）なども同様のことがいえます。

「差別はしていない」というのではなく、実際に私たちの周りに存在している出来事から直していくこと・何を間違っていて理解していたのかを学ぶことこそが、人権学習の基本であり住みやすい地域をつくる第一歩なのです。いくら小さな事でも矛盾・不合理と感じたことから一つずつ直していきましょう。

（資料：「身近なところから差別意識をなくそう」から一部参照）



▲仙水園の通所生が自然の素材を使って、昔の風景を再現したパノラマです。
よいものは残して、直すべきものは直していきましょう。

見て、考えて、自らを振り返り、そして行動へ

'01 芸北町 いのち・愛・人権展
たくさんの方が入場されました。



TEL 5-0070

FAX 5-0079

gbunka@sage.ocn.ne.jp



「差別をなくす学習から、差別をなくす行動へ」をテーマに12月4日（火）～10日（月）までの間、町民文化ホールにおいて「'01 芸北町 いのち・愛・人権展」が開催されました。町内外から400人近い入場者があり、身近な人権問題について学習しました。

町内27の所属・団体によるパネル展示に、参加された方々からは「いろいろ考えさせられました」など様々な感想が寄せられました。期間中、ロビーで販売された「たんぼぼの家」の手作りパンも飛ぶように売れました。

芸北町・越知町スキー交流会 参加児童を募集します

夏の「仁淀川川遊び体験に」引き続き、冬の交流会の参加者を募集します。

2002年1月25日（金）26日（土）の2日間、高知県越知町の友達が芸北町を訪れます。25日（金）は、町内の5年生全員と交流しますが、2日目の26日（土）は希望者といっしょにスキーを楽しみます。越知町の子どもたちにスキーを教えてくれる小学生を募集しています。

くわしい募集事項は、子どもたちに直接配布します。申込切は1月8日（火）です。ぜひ参加して下さい。

お問い合わせは文化ホール（電話5-0070）まで。



川柳

指導 末田宏

あの人は大胆不敵にやってくる
黒幕は大胆不敵な誘い水
竹とんぼ一途で風に流される
木枯らしを越えて春待つ老い二人
生かされて目覚めと共に日記書く

川柳句集「梅」より

幸子 ひばり 千草 志津香 峯房

== 畜産農家の皆様へお知らせ ==

今年9月に千葉県で牛海綿状脳症（BSE）、いわゆる狂牛病の牛が発生しました。以降、現在まで3頭の牛が狂牛病と診断されています。このことによる国の措置で、肥育牛等の出荷延伸等がなされており、畜産農家の皆様には、ご心配をされておられるところと思います。

現在、国において病気の発生原因ルートの究明がなされており、これとへいこうして国、県におきまして畜産農家に対する財政支援等が検討されているところです。町としましては狂牛病の原因の究明、流通ルートの断定が一日も早い時期になされ、そのことにより畜産農家の心配の払拭が図られるよう、各機関に働きかけていきます。

どうか畜産農家の皆様には、風評等に惑わされることなく、現在の経営をよりよいものとされるよう努力され、良質牛の生産、おいしい牛乳の生産を目指していかれますよう、お願いいたします。

消費者の皆様におかれましても、食肉処理場での精密検査体制が実施されていますので風評等に惑わされず、安心して牛肉等をお召し上がりください。

牛海綿状脳症(BSE)Q&A

Q.国はBSEに対して、どのような対策をとっているのですか。

A.食肉処理を行うすべての牛について、厳格な検査を実施し、感染が認められた牛については、すべて焼却します。また、OIE（国際獣疫事務局）の基準で危険部位とされている脳、脊髄、眼、回腸遠位部は、BSEの感染の有無にかかわらず、すべての牛で、解体時に除去し、焼却しています。

農場においても、BSEが疑われる牛については徹底した検査を行い、これらの牛については、結果にかかわらず焼却することとしています。

この結果、BSEに感染した牛の肉などが市場や店頭に出回ることは一切ありません。

こんにちは 歯科保健センターです。



▲▶溝口ふれあいサロン
の様子

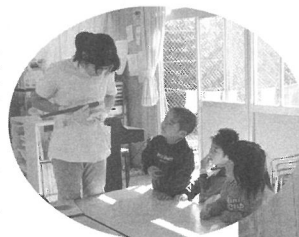


歯科保健センターでは、さ
る11月15日に在宅介護支援セ
ンター主催の溝口ふれあいサ
ロンにお邪魔しました。そして、
歯科検診、入れ歯や、口の中
についての悩み相談をおこな
いました。

みなさんそれぞれに、歯や
入れ歯についての悩みごとが
あり、それらのことを聞かせ
てもらって、歯科保健センタ
ーの今後の活動の参考になりま
した。

最近では、子どものムシ歯
だけでなく、歯肉炎（歯ぐき
のはれ）に対する注意も必要
です。なぜなら、歯肉炎は、
歯槽のう漏（歯周炎）への第
一歩だからです。歯だけでなく、
歯ぐきもいっしょにブラッシ
ングするようにしましょう。

歯の治療に限らず、口の中
のことで気になることがあれば、
歯科保健センターにご相談く
ださい。



▲▶美雲保育所
でのブラッシング
指導の様子



また、11月22日には、溝口
の美雲保育所で歯科検診、ブラッ
シング指導をおこないました。

健康と福祉の窓

★なかよしクラブを開きました★

9月

芸北町民文化ホールでお月見にちなんだお団子作りをしました。作ったお団子は、きなこ団子とみたらし団子にしてみんなで食べました。



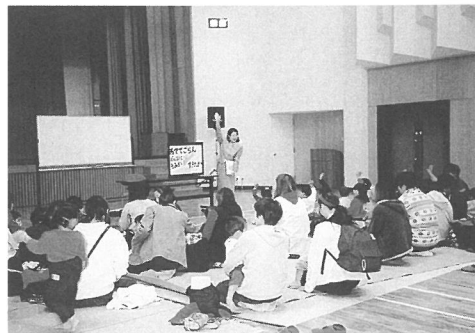
10月

芸北町B & G海洋センターに遊びに行きました。お天気が良く外で気持ちよく遊ぶことができました。



11月

芸北町民文化ホールで加計町にお住まいの「教育カウンセラー、^{きよたね}清胤祐子さん」をお招きして勉強会をしました。勉強会を始める前に親子で清胤さんの手作り紙しばい『どんなに君が好きかあててごらん』『風の子守歌』『てぶくろ』を見ました。お母さん方は、「絵本には子どもたちに対するメッセージがあるんだな」「しっかり子どもと向き合っていきたい」などの感想をもって帰られました。



『こちら在宅介護支援センターです。』



～今月は「痴呆の高齢者への接し方」

でんわ 5-0670

についてであ～

◎痴呆老人は夢と類似の世界に住んでいる



▲11月28日の介護者の集いの様子です

痴呆老人は見当識が障害されているため、時間や場所・人について現実の見当通りに捉えることが出来ない（今、何時？ここはどこ？この人は誰？）。しかし、見当が付かないことは心理的に強い不安を生じるため、無意識のう

11月28日に行われた介護者の集いでは、加計町立国保病院作業療法士の馬場先生においでいただき、痴呆についてお話をしていたいただきました。痴呆によく似た症状の病気があることや、痴呆の高齢者が感じていることなど、とてもわかりやすいお話でした。
馬場先生が当日お話された内容の中から痴呆の高齢者への接し方について紹介します。

ちに過去の経験などから、「こうに違いない」と自分勝手な見当を付けている。つまり現実から離れた世界を形成している。なおかつこの自分勝手な見当を本人は絶対的に信じており、これを否定（つまり本当のこと・現実のことを教える）しようものなら、「あんたは嘘つきじゃ」と、逆にこちらが否定される。また、この自分勝手な見当は大半の場合、長時間持続するのではなく、ある瞬間を持つて別の見当に切り替わる。さつき言っていたことと話が急に変わるのはそのためである。まさに夢の中の世界によく似ているのである。

◎痴呆老人の対人関係について

痴呆老人の対人関係は「感情的な対人関係」が主となっており、私たちの対人関係の主である「社会的な対人関係」はほとんど意味をなさない。社会的な関係を言えば、お世話をする人とお世話をしてもらう人という関係が成り立つ（つまり、「お世話をしてもらうのだから言うことを聞かなくては」となる）はずなのに、痴呆老人は感情的な対人関係が最優先され、好きな人・おもしろい人・良い人の言うことは聞くが、嫌な人・嫌いな人の言うことは全く聞き入れない。

これが、痴呆老人の心理的世界と対人関係であり、このことを踏まえて看護を展開していかねばならない。

◎痴呆老人の看護・介護の基本

- ・痴呆老人の心理的世界を知る。（見当がつかず、強い不安感を持つている。）
- ・痴呆老人の世界を共有（肯定）する。（ひとまず、本人の話をうなずいて聞く。）
- ・現実的な問いかけや作話には、肯定しながら未来形で回答する。（「わかりました。30分待ってください。」など）

◎痴呆老人を、在宅で介護するために

- ・良い対応をすれば落ち着き、悪い対応をすれば問題行動はひどくなる。
- ・痴呆老人を在宅で嫁の力だけで看るのはとても大変なこと。
- ・早めに専門の機関を訪れ、一番良い介護の場所を考える。（専門の機関とは、精神科であり、痴呆の専門家は精神科医である。）

（馬場先生のお話及び講演資料より抜粋）

**介護保険
だより**
介護保険推進室

平成14年1月1日から
**短期入所サービス（ショートステイ）が
利用しやすくなります！**

居宅サービス

訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額が一本化され居宅サービスとなります。

『短期入所サービス（ショートステイ）』を利用できる日数が増えます。

訪問通所サービス

1. 訪問介護
2. 訪問看護
3. 通所介護（デイサービス）
4. 通所リハビリ
5. 訪問リハビリ
6. 福祉用具貸与

短期入所サービス

7. 短期入所生活介護（ショート）
8. 短期入所療養介護（医療型ショート）

**このサービスを利用しなくて
短期入所のみを利用した場合の最大可能日数**



短期入所サービスの利用限度			
		平成13年12月まで	平成14年1月から
要介護度	利用限度額／月	利用限度日数	利用限度日数
要支援	6万1500円	6カ月で7日	1カ月で6日
要介護度 1	16万5800円	14日	16日
要介護度 2	19万4800円	14日	18日
要介護度 3	26万7500円	21日	24日
要介護度 4	30万6000円	21日	27日
要介護度 5	35万8300円	42日	30日



☆訪問通所サービスと短期入所サービスを1つの居宅サービスとしてまとめ支給限度額が月単位で設定されます。

☆1カ月に短期入所サービスをどの程度利用するかは、支給限度額の単位であれば、自由に決められます。

ご注意ください

- 連続した短期入所サービスの利用は30日までです。
- 利用日数が要介護認定の有効期間（6カ月）のおおむね半分を超えないようにします。

ご利用については、ケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談ください。

介護保険は、老後の安心をみんなで支える制度で、介護保険料はその大切な財源です。保険料の納付に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

国保 だより

国保の給付

国保に加入するとこのような給付が受けられます。

療養の給付

(お医者さんの支払いの一部負担金ですみます)

みなさんが病気やケガをしたとき、国保を取り扱う医療機関に保険証を提出すれば、医療機関の窓口では医療費の3割(退職被保険者は2割または3割)の自己負担で治療を受けることができます。残りの7割(または8割)は、国保で負担します。

- こんなときに受けられます
- 診察
 - レントゲン撮影、検査
 - 病気やケガの治療
 - 入院、看護の費用(食事代は別です)
 - 治療に必要な薬や注射



入院時の食事代

入院時の食事代は診療、薬代などの費用とは別枠で、下表のとおり定額自己負担となります。残りは国保が負担することになります。

(平成8年10月1日～)

一般加入者		1日	760円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	1日	650円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	1日	500円
住民税非課税世帯等で 老齢福祉年金を受けている人		1日	300円

※住民税非課税世帯等の方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場住民福祉課で申請を行ってください。

★入院時の食事代は、高額療養費の支給の対象にはなりません。

外来時の薬剤一部負担

外来診療で薬を処方された場合、次の一部負担金を支払います。

(平成9年9月1日～)

内服薬 (1日分)	外服薬 (1日分)	頓服薬 (1調剤分)
1種類 0円	1種類 50円	1種類 10円
2～3種類 30円	2種類 100円	
4～5種類 60円	3種類以上 150円	
6種類以上 100円		

※住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人および6歳未満の乳幼児は、上記の負担が免除されます。

★外来時の薬剤一部負担は、高額療養費の支給の対象になります。

療養費の支給

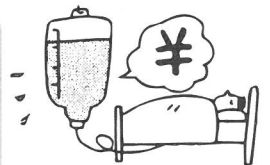
(費用の一部があとで払い戻されます)

- ① やむをえず保険証で治療を受けられなかったとき
緊急の時や、やむをえない理由で保険証をもたずに治療を受けた場合や、旅行先などで病気になり、国保を扱っていない病院等で治療を受けた場合の費用

- 申請に必要なもの
- 診療内容の明細書
 - 領収書・印かん 保険証
 - 申請請求書

- ② 生血を輸血した場合の費用
(第三者に限る)

- 申請に必要なもの
- 医師の理由書か診断書
 - 輸血用生血液受領証明書
 - 血液提供者の領収書
 - 印かん・保険証
 - 申請請求書



- ③ コルセット等の補装具代金

- 申請に必要なもの
- 補装具を必要とした医師の証明書
 - 領収書
 - 明細な領収書
 - 印かん・保険証



- ④ 医師が治療上、マッサージやはり、きゅうを必要と認めたとき

- 申請に必要なもの
- 医師の同意書
 - 明細な領収書
 - 印かん・保険証
 - 申請請求書



- ⑤ 骨折やねんざなどで接骨院で施術を受けたとき

- 申請に必要なもの
- 明細な領収書
 - 印かん・保険証
 - 申請請求書



★国保の取り扱いをしている場合は、一部負担金で施術を受けられます。



平成14年4月から 国民年金の事務が一部変わります



☆国民年金保険料納付書は国から直接送付されます

今まで市町村から送付されていた納付書が、平成14年4月からは国（社会保険庁）から送付され、その納付書で金融機関を通じて国へ直接納付することになります。

☆国民年金保険料を納付できる金融機関が拡大されます

平成14年4月から、全国の郵便局、都市銀行、地方銀行、社会保険事務所の他に、農協、漁協、信用組合、労働金庫といった日本銀行歳入代理店以外の金融機関でも国民年金保険料を納付できるようになります。

口座振替による納付もできます。現在、口座振替により保険料を納付している被保険者は、政令によって平成14年4月以降も国において継続して口座振替ができることになっています。

国民年金保険料は便利で安心な口座振替で！

☆第3号被保険者の届け先が変わります

第3号被保険者に係る届出については、現在、第3号被保険者が市町村へ届出を行うこととされていますが、平成14年4月からは、配偶者の勤務している事業主を経由して健康保険等の被扶養者（異動）届と一緒に届出することになります。

☆半額免除制度が始まります

平成14年4月からは、被保険者の負担能力の状況に配慮し、現行の免除（全額免除）に加えて保険料の半額を免除し半額を納付する半額免除制度（老齢基礎年金の額は、計算上、2/3と評価されます。）が始まります。

ただし、免除を受けるためには本人の申請が必要です。

なお、所得の基準については、今後政令で定められます。

くわしくは役場住民福祉課（電話5-0114）へお問い合わせ下さい。

療養援護事業を 「存じますか？」

重度障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の人が長期入院した場合に、療養生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に療養援護金が受けられます。

対象

次のいずれかに該当し、1ヶ月に15日以上継続して入院した人
① 重度心身障害者医療費受給者
② 乳幼児医療受給者
③ ひとり親家庭等医療受給者
ただし、生活保護、特定疾患、労災などにより自己負担が生じない方は除かれます。

金額

月額1万円

手続き

役場住民福祉課へ「食事負担金の領収書」「印鑑」「預金通帳」をご持参ください。
1ヶ月でも数ヶ月をまとめても申請できます。

新農業者年金制度が 平成14年1月1日からスタートします

農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法の理念に即した政策年金として新しく生まれ変わり、平成14年1月1日から実施されます。その中で、新制度の特に注目すべき点についてご説明します。

○農業に従事する方は、誰でも加入でき、脱退も自由です。

新しい制度では、農業に年間60日以上従事する60歳未満の国民年金第1号被保険者であれば、誰でも加入することができます。これまで加入できなかった農地を持たない畜産・施設園芸等の農業経営者や家族従事者など、農家1戸あたり何人でも加入できるようにしました。

なお、新制度には脱退一時金はありません。脱退するまでに納付した保険料は、将来（死亡一時金）として支給されます。また死亡した場合でも死亡一時金として受け取ることができます。また、加入資格がある限り、いつでも自由に再加入することができます。

○認定農業者等に対して、国から保険料助成があります。

認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対して、その申し出により

保険料（月額2万円）の2割、3割又は5割の国庫助成（政策支援）があります。また、現行制度に加入している昭和22年1月2日以降生まれで20年要件を満たせる見込みのある方は、無条件で平成16年12月までこの政策支援を受けられます。このような国庫助成は他の類似する年金制度にはありません。

なお、政策支援は、35歳未満はその要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算20年間受けとられます。ただし、政策支援を受けている間は、後述する保険料額の選択はできません。（図1）

その他、政策支援を受けない方の場合、加入者本人の選択により月額最低二万円から最高六万七千円まで千円刻みで自由に決定することができます。

○財政方式は積立方式です。

財政方式を積立方式に切り替えられることにより、これまでの賦課方式（加入者の世代が受給者の世代を支える仕組み）と異なり、将来受給する年金は自らが積み立てていく方式であり、加入者・受給者数の構成割合の変化などの影響を受けにくい、長期的に安定した制度になります。

農業委員さんのつぶやき

農業委員会会長 市川由和

景気はどんどん悪くなる今日、完全失業率は遂に過去最高水準五・四％超となる始末。降って湧いたBSEの発生による未曾有の風評被害、セーフガードの本発動をためらう弱腰外交、中国・台湾のWTO加盟等々農業を取り巻く情勢はますます厳しさを増大しつつある中で多くの農村地域では「集落営農」の重要性が改めて浮き彫り

と

なっている。過疎・高齢化の進む中で地域農業を守るのは、「集落営農」である。

それは単に農業生産のみならず地域の生活、水、環境保全等々多面的な機能を持ち、日本農業、農村の基盤を支えている。

芸北町においても、この「集落営農」の重要性を再認識しこれに取り組み種々担い手（法人・生産組合など）のあり方を探求し推進していかねければ地域の明るい未来は切り拓かれないと思う。

【図1 政策要件一覧】

(単位：円)

要件	政策支援額 (自己負担保険料額)	
	35歳未満	35歳以上
(共通) ①昭和22年1月2日以降の生まれであること ②現行制度と新制度を通算して20年以上の保険料納付済期間等が見込まれること ③農業所得等が900万円以下であること（Fを除く）		
A 認定農業者で青色申告者であること		
B 認定就農者で青色申告者であること	10,000 (10,000)	6,000 (14,000)
C A又はBの者と家族経営協定を締結し、経営に参画しているその配偶者又は直系卑属であること		
D 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者であること	6,000 (14,000)	4,000 (16,000)
E 35歳未満の後継者で35歳までにAの者になることを約束した者であること	6,000 (14,000)	—
F 現行制度の加入者であること	6,000 (14,000)	4,000 (16,000)

農業委員会だより

【活動報告】

活動内容	
4. 20	定例会
5. 23～24	定例会及び視察研修（岡山県・愛媛県）
6. 28	定例会及び芸北町議会議員と意見交換会
7. 27	定例会
8. 27	定例会及び町内現地視察研修
10. 12	農業者年金相談
10. 19	山県郡農業委員研修会
10. 30	定例会
11. 29	定例会

【業務報告】

（平成13年4月1日～11月30日現在）

	処理件数	面積 (㎡)
農地法第3条許可申請	5	29.327
農地法第4条許可申請	8	7.502
農地法第5条許可申請	6	4.313
農地改良届	7	15.040
農業用施設届	4	251
合計	30	56.433

農業委員 井居勇次

今年度の農用地利用集積計画の活動について新規の契約・更新者が多く、予想以上に成果を上げることが出来今までの活動の表れたと思います。

昨年より中山間地域等直接支払制度が始まり私の地域も対象地になり集落内で共同作業を数回実施し、そばの作付けを試みました。農地の荒廃・遊休農地の解消に少しでも歯止めになればと思います。これからは遊休農地に健康食のそばの栽培拡大等定着させ、加工にも工夫すれば他町村とは異なったものが出せるのではないのでしょうか。

視察や講演等でよく聴く言葉に「農業で成功するのは農業をすばらしい職業だと意識すること。そして熱意が必要だ」と言われます。今、農村は農業者の高齢化・後継者と担い手不足に直面しております。農地行政に関わる者として情熱を持って諸問題が少しでも解消されるよう、皆さんと一緒に取り組みたいと思っております。

農業委員 村竹敏隆

十年一昔と申しますが、早いもので農業委員として四期十二年目と成りました。農地法もよく分からない状態でしたが、色々勉強をさせていただき私自身大変感謝しております。また、その反面、活動の実践・実行の難しさも痛感しています。そういった点で考えますと地域のリーダーと成る人材育成研修の場として農業委員会を位置づけるのも一案であると思います。さて、この間の国内外の農業情勢の

大変革は想像以上のものがあり先の見えない不安は皆様も同じ思いだと思います。芸北町の農業の直面している高年齢化・担い手不足など数多くの問題点に農業自身は基より、行政・農協・各指導機関で本当に危機感として捕らえられる人がどの位いるのでしょうか。疑問に思っております。これからは農業を継続し生計を立てようとする為には、現状についてもっと危機感をもつて取り組むことで若者が担い手として、希望のもてる芸北農業が構築されると思います。芸北を愛しこれからもこの地に住み続けたいその一人として、これからも頑張っていきたいと思っております。

農業委員 石橋誠二

農業委員になり、早いもので任期の終わりになろうとしております。新人の時、研修会にして、いろいろ勉強させていただきましたが、農地法等、なかなか難しいものだと感じています。

農業委員は、農地の番人だけでなく、地域農業の世話役として活動してまいります。

環境保全、家畜糞尿処理の義務化等、農業も今後ますます厳しくなっておりますが力を合わせて躍進していきたいと思っております。

農業委員会事務局長 岡本 進

農業全般に厳しい現実がある中で農業委員会の事務局としてかわりを持たせて頂いて感じたことは、農業振興

の上で農業委員会が果たす役割・ポジションが一般的に町民の方に理解されていない様に感じますので今後は度々町広報等でお知らせしたいと存じます。農業委員さんには農地法第3条・4条・5条の許可等を中心し地元農家との調整を主として携わってお願いします。その外に町の農業施策に対する提言・示唆等各方面に亘って活動されパイプ役に徹しておられますので今後もますます農家みなさんの声を吸い上げ農地行政をすすめる、今世紀の期待される芸北農業の実現に格段のご支援をお願いいたします。



8月27日開催、現地視察研修



お知らせ 掲示板

ホリスティックセンター	5-0575	役場	5-0111
	5-0230	文化ホール	5-0070
	5-0880	海洋センター	5-1045

微笑みの挨拶一言 心を癒し

高畑 和子さん

平成12年度あいさつに関する標語 一般の部優秀作品

おめでとう 環境日記コンテストで 銀賞・銅賞受賞!

八幡小学校が第3回「みどりの小道」環境日記コンテスト学校の部で銀賞を受賞、また、八幡小学校3年の徳川尚子さんと中村慎太郎くんは、個人の部で銅賞に輝きました。

「みどりの小道」環境日記コンテストは、地球環境に対する意識の向上を目的として、1999年、全国の小学校を対象にスタートし、今年が第3回です。



環境日記をグリーンクロソジャンパンから無償配布され、この環境日記に環境に関する自分の行動や、環境に對する思いなどを毎日つけ、3ヶ月分を提出、審査されたいものです。八幡小学校は、昨年に続き2度目の受賞です。おめでとございました。

除雪作業に ご協力ください!

冬の到来とともに、雪の降り積もる季節となりました。

県・町では冬期間の道路交通確保のため除雪作業を行っています。この作業が円滑に進みますよう、次のことについてみなさんのご協力をお願いいたします。



- ① 車にはタイヤチェーンを着けて、スリップによるトラブルを防ぎましょう。
- ② 道路上には、交通や除雪作業の障害となる物を放置しないようにしてください。
- ③ 道路脇10m以内の物品は、除雪作業の際破損するおそれがあります。除去するか、赤い旗等で危険表示をしてください。
- ④ 危険でするので、除雪作業中の除雪車には近寄らないでください。

◆お問い合わせ 建設整備課
(電話510112)

年末年始のゴミ収集日

年末は、12月28日までは、収集日程にそって収集します。

12月29日午後3時までは、クリーンセンターへの持ち込みのみで済みます。

年始は、1月6日までお休みします。お間違えのないようにご利用ください。

◆お問い合わせ 住民福祉課 (電話510114)



不用犬・猫の 引き取りを行います

1月22日(火)に不用犬・猫の引き取りを行います。場所と時間は次のとおりです。

- 農協雄鹿原支所
11時～11時10分
- 芸北町役場前
11時20分～11時30分
- 役場美和支所
13時～13時10分

◆お問い合わせ 住民福祉課
(電話510114)

町の人口 (12月1日現在)

	総数	前月比
総数	3,166	(+6)
男	1,547	(+6)
女	1,619	(±0)
世帯数	1,081	(+1)

12月の納税等

- 国民年金保険料
 - 固定資産税 (第3期)
 - 介護保険料 (第5期)
 - 水道使用料
(納期限: 12月25日)
- 座振替の方も金額の確認お忘れなく。

1月の心配ごと相談

- とき 9日(水)
- ばしょ 仙水園
町行政一般
- とき 23日(水)
- ばしょ 仙水園

社会福祉資金寄附

次の皆様からご厚志をいただきました。ここに掲載し、お礼にかえさせていただきます。

■篤志寄附にかえて

細見 山元 春市 様
溝口 村竹 忠美 様

■見舞返礼にかえて

西八幡原 政木キクエ 様
移原 舛田 道孝 様

■香典返礼にかえて

西八幡原 政木キクエ 様
移原 舛田 道孝 様
広島市 大東 宏 様

—ありがとうございました。

芸北町社会福祉協議会



1月の交通死亡事故発生予報

- ◎警報日 30日(水)
- 注意報日 22日(火)
- 時間別 18時
21時



1月10日は「110番の日」

- 犯罪の被害にあったとき
 - 事件・事故の当事者になったとき、又は目撃したとき
 - 不審者や各種事件に関する情報を得たとき
- などには、「迷わず」「ためらわず」積極的に110番通報をして下さい。

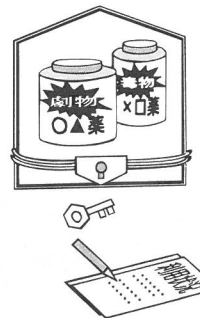
農薬の保管・管理に気をつけて

国内テロ防止対策のために、農薬の保管・管理にご協力下さい。

1. 農薬の保管・管理をしっかりと、盗難、紛失の防止に努めましょう。

※特に、毒物又は劇物に該当する農薬については、次のことに気をつけてください。

- ①鍵のかかる保管庫等の整備
- ②保管量の定期的なチェック、利用状況の記録



2. 盗難、紛失事故が発生した場合は、直ちに、警察署に届けましょう。

タコあげによる感電事故防止にご注意ください!

電線近くでのタコあげは、大変危険です。タコあげをするときは、電線が近くにいることを確認してからしましょう。

電線にかかったタコを自分で取ろうとして、痛ましい感電事故をおこすこともあります。

もし、タコが電線にかかったら、絶対に自分でとろうとしないで、必ずお近くの中国電力までお知らせください。

中国電力(株) 加計サービスセンター
電話 08262-2-0009



〈戸河内町〉

ご予約・お問い合わせ先

恐羅漢牛小屋高原
エコロジーキャンプ場

TEL 08262-8-7270 (FAX兼用)

受付時間 9:00~17:00

利用期間 4月上旬から11月上旬まで



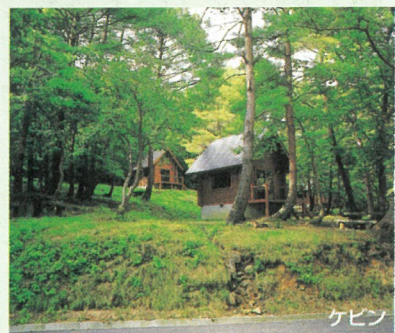
テントデッキ

西中国山地の峰々に囲まれた恐羅漢山の山麓にある恐羅漢牛小屋高原エコロジーキャンプ場がオープンしました。恐羅漢牛小屋高原エコロジーキャンプ場は、自然の地形を活かして樹木の伐採を抑え、太陽光や風力といった自然エネルギーを取り入れるなど自然にやさしいキャンプ場です。キャンプ施設としてケビン5棟、オートキャンプサイト31区画、テントデッキ4、フリー

自然な心になれる場所 ～恐羅漢牛小屋高原エコロジーキャンプ場～

グループや家族連れのキャンプ、学校の林間学校などに幅広くご利用いただけるほか、冬季にはスキー場でのウィンタースポーツが楽しめるなど、季節を問わず牛小屋高原を拠点に心ゆくまでお楽しみいただけます。ぜひご利用いただき、清らかな自然を存分にお楽しみください。

テントサイトと、それぞれに炊事棟と水洗トイレが完備されています。また管理施設としてレクチャールーム、シャワー完備のキャンプセンター、管理棟があります。その他にも、自然とふれあえる施設として、林間広場や親水空間「水辺の森」、自然散策や森林浴ができる探勝道、イベントなどに利用できる「多目的広場」が整備されています。



ケビン

お誕生日、おめでとう!

1月生まれの最高齢者

初めてのお誕生日



吉川 トシエさん(小原)
明治43年1月生まれ。
91歳をお迎えになります。



佐々木 陽尚くん(奥中原)
平成13年1月生まれ

※このコーナーでは該当のお誕生日を迎えられる方を募集しています。詳しくは、役場総務課にご連絡下さい。

ふるさとの四季

芸北植物物語 ③

ミヤマシキミ



常緑樹は、冬の間にも葉を落とす落葉樹とは異なり、冬の間も緑の葉を付けている。落葉樹が、弱い葉を生産して秋には落葉するいわば「使い捨て」の方法を取るのに対し、常緑樹はしっかりとした葉を大切に使うという「本格派」と言える。芸北町では、高木になるものはスギやアカマツなどの針葉樹が主で、常緑の広葉樹はヤドリギ・イヌツゲ・エゾユズリハなどの低木となる。「常緑」とはいえ、全く葉を落とさないわけではなく、たとえばエゾユズリハは、新しい葉が出ると古い葉を落とす。ところで、常緑樹は冬の間も光合成を行うため、冬の間も幹が肥大する。冬の間には作られた幹の細胞は夏に比べて小さく、年輪を見ると暗い部分がよくわかり、落葉樹に比べて年輪を数えやすい。

編集後記

八幡小学校の環境日記を見せてもらいました。子どもらしい視点で、環境を見つめ、自らを振り返ったこの日記は、私たちおとなが見逃してしまっていることをきつちりと見つめていました。車でばかり移動する私たちに比べ、歩く機会の多い子どもたちには、道端にポイ捨てされたたばこの吸い殻やゴミによく気がつき、こまめに拾っている様子もたくさん書かれていました。これからも、この思いを大切にしていって欲しいと思います。地球全体を考えると大きな視点と、身近にある小さな問題をこつこつと解決していく態度が必要なることを教えてくれました。これからは、スキー場への観光客も増え、人通りが増える、ポイ捨ても増える時期になります。私たち住民も目を光らせて、『ごみの不法投棄をしない、ゆるさない、美しい町づくり』に取り組みたいものです。